

令和7年度第1回 福岡市文化財保護審議会 会 議 次 第

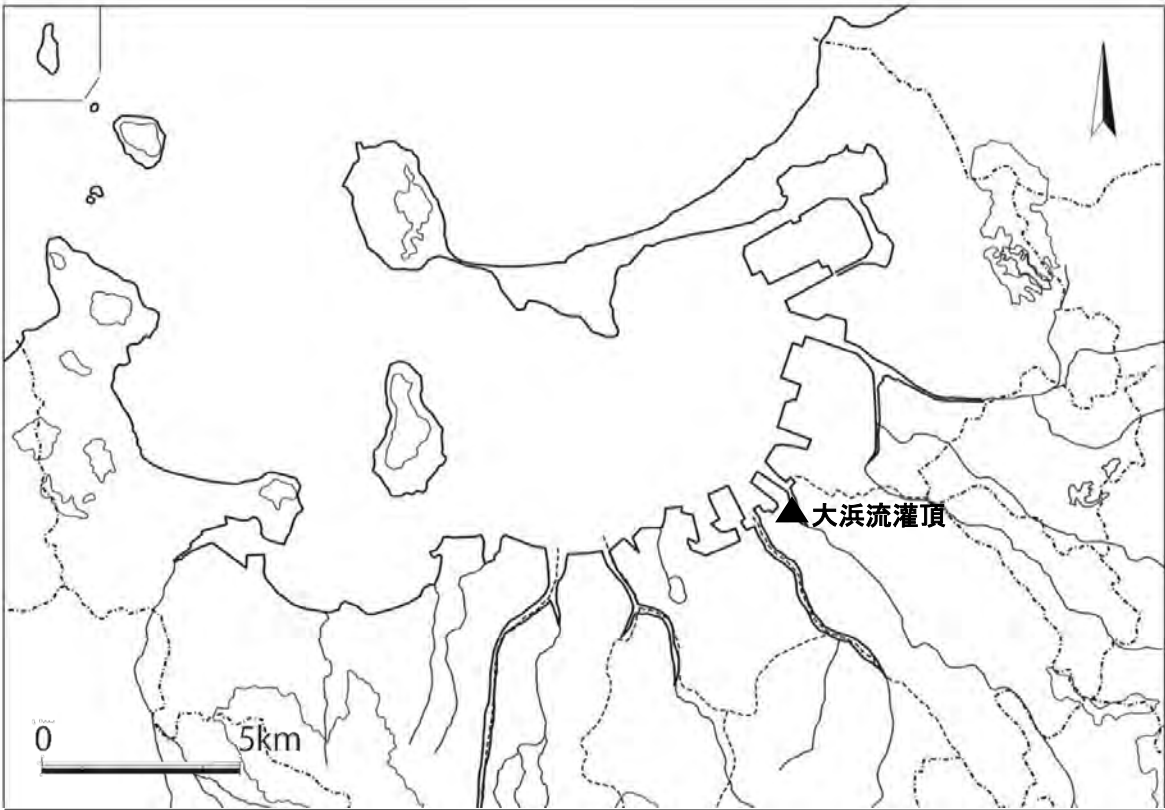
令和7年9月5日（金）
15時00分～16時30分
福岡市赤煉瓦文化館 会議室3

1. 開 会
2. 経済観光文化局理事挨拶
3. 委員・事務局紹介
4. 議 事
 - (1) 令和7年度福岡市指定文化財候補について
無形民俗文化財 大浜流灌頂
 - (2) 今後の福岡市指定及び登録文化財候補 東光院について
5. 事務局報告
6. 閉 会

指定文化財候補及び位置図

指定候補文化財の所在地…▲

種別	名 称	員数	所在地	保持団体
無形民俗 文化財	大浜流灌頂	1件	福岡市博多区 大博町 7－1 6	大浜流灌頂継承保存会



大浜流灌頂

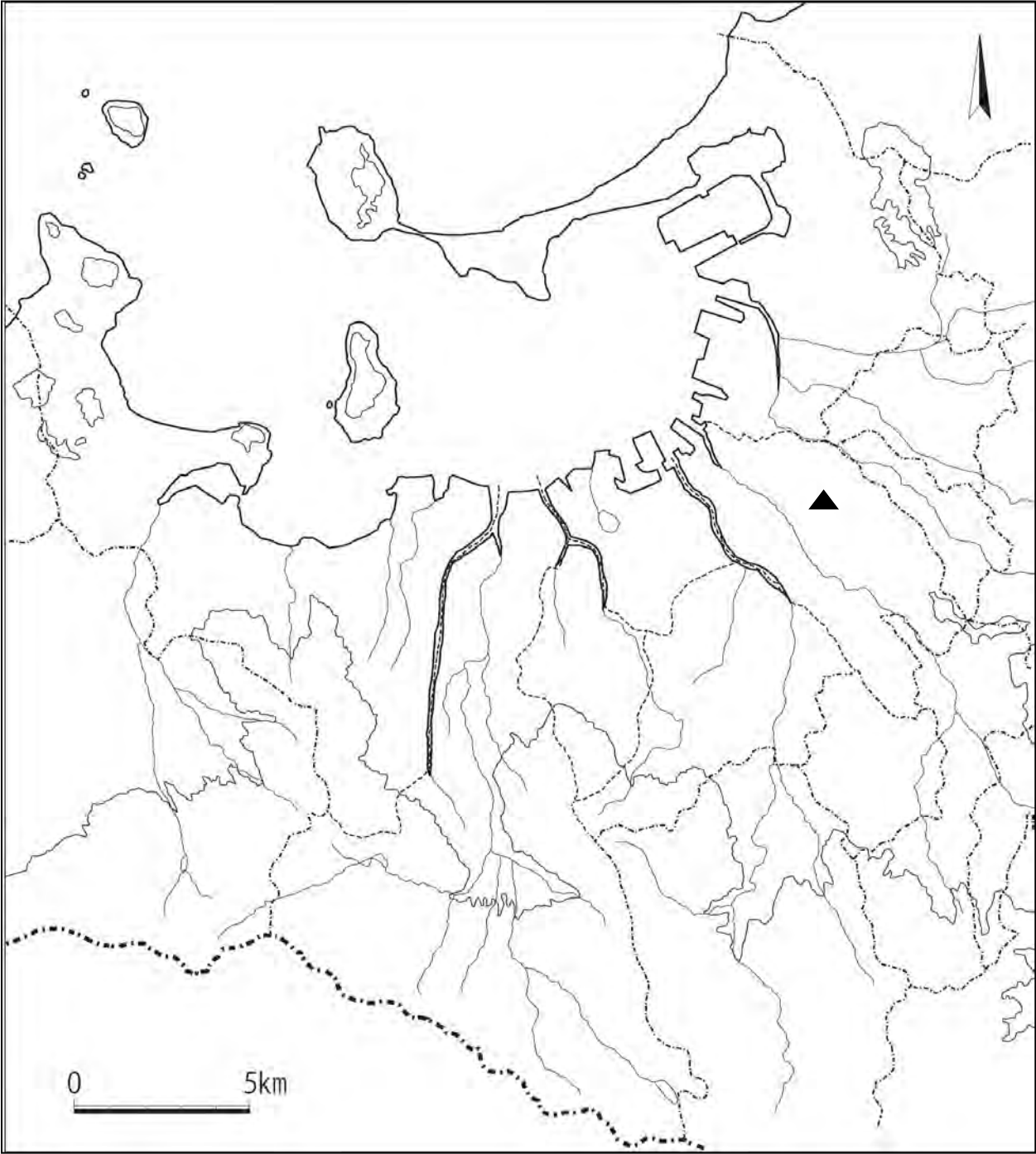
区 分	民俗文化財
種 別	無形民俗文化財
名 称	大浜流灌頂
所 在 地	福岡市博多区大博町8-5
保持団体	大浜流灌頂継承保存会
概 要	大浜流灌頂は、毎年8月24日から26日までの3日間、福岡市博多区大博町で行われる。宝暦5(1755)年の水難や翌年の疫病の流行により亡くなった人々の霊を供養するために始まったとされ、行事の主目的は、新仏を含む有縁無縁の霊を弔う施餓鬼供養である。一方、過去には造り物、そして現在も掲げられる大灯籠や地区の家々で飾られる花笠灯籠など、人々の関心を集める要素が付随する形で、大規模な行事として発展、継承されてきた。その規模から大浜流灌頂は「博多の夏祭の最後をかざる大祭」(佐々木滋寛『博多年中行事』)とも呼ばれてきた。とりわけ縦約2メートル、幅約5メートルの大灯籠が町内の通りに掲げられる様は、大浜流灌頂を代表する光景となっている。尚、保存会所有の大灯籠絵20点のうち、明治から昭和初期にかけて活躍した絵師・海老崎雪溪によって描かれた灯籠絵8点は福岡県の有形民俗文化財に指定されている。 大浜流灌頂についての記述が確認できる最も古い記録は『筑前名所図会』(1821)である。そこには「七月廿五日流勸請の法事あり、其夜ハ此邊の家々燈明茶果を献し、偶^{にんきやうやう}人様の見せものを出して、さなから盆中の賑ひに異ならず」とされており、流灌頂が当時から大きな賑わいを見せていたことがうかがえるが、いつ頃から現在のような形が整えられたかは不明である。 大浜流灌頂は、かつては町内の廻り当番で運営されていたが、現在では大浜流灌頂継承保存会を中心に運営が行われている。期間中、大灯籠が掲げられた通りには露店が並び、多くの人々が訪れるが、それと同時に並行して法要が行われる。法要は東長寺の僧侶によって営まれ、特別に設けられた施餓鬼堂で執り行われる。町内ごとに運営を行っていた際は、施餓鬼堂の場所は毎年移動していたが、令和4年より知足庵跡とされる瑜伽稻荷神社横に大浜町内会の集会所が設けられ、以降はここに施餓鬼堂が設けられるようになった。 初日の8月24日は、16時より施餓鬼堂での供養の受付が始まる。受付を済ませた参拝者は、堂外に設けられた砂箱に線香を、蠟燭台に蠟燭を立てて堂内に向かって手を合わせる。18時頃になると「流灌頂通り」と呼ばれる町内を東西に貫く通りに大灯籠が掲げられる。現在掲げられる大灯籠は4基で、両面に計8枚の大灯籠絵が飾られる。また、地区の家々の前には「今月今夜」や「御献灯」と書かれた花笠灯籠が飾られる。そのころ、継承保存会の役員たちは提灯を持って大浜公民館に僧侶の出迎えに行く。僧侶たちは19時前に公民館を出発し、提灯を先頭に、引磬を鳴らしながら施餓鬼堂までの道に行く。19時頃、施餓鬼堂で法要が始まる。施餓鬼堂には、初盆を迎えた家族が集まっている。堂内に設けら

	れた祭壇には、大日如来、弘法大師、不動明王をはじめとする仏像や仏画が安置されるほか、傍らにはガキドウ（施餓鬼棚）が設けられ、亡者たちのための供養が同時に行われる。また大日如来と施餓鬼堂外のエコバシラ（回向柱）は五色の糸で結ばれている。 2 日目の 8 月 25 日も前日と同様の流れで法要と大灯籠の掲示が行われる。 最終日の 8 月 26 日は前 2 日同様に 18 時頃から大灯籠の設置が行われる。一方、公民館を出発した僧侶たちは、18 時半頃に、那の津通りに面した場所に祀られている享保の飢饉の犠牲者を弔うための供養塔前で法要を行い、その後、場所を施餓鬼堂に移して再び法要が執り行われる。21 時前になると、施餓鬼堂の外には祭壇の供え物がすべて入れられた精霊船である西方丸が据えられる。そして、僧侶による読経と参列者による焼香を経た後、全行事が終了する。そのころ、通りに掲げられていた大灯籠もすべて下される。 大浜流灌頂は、無縁の死者を弔う法要が、施餓鬼供養という本来的な目的を核としながらも、大灯籠や花笠灯籠、屋台といった娯楽的要素と結びつく形で大規模に発展していった事例といえる。博多の浜部における各町内が、連携して集団的祭祀を行い、そこに多くの住民が参集することには、博多という都市に生きる人々の慰霊のあり方が表れている。
--	--

指定・登録文化財候補位置図

指定・登録候補▲

区 分	種 別	名 称	員数	所在地	所有者・保持団体
有形文化財	建造物	[指定候補] 東光院本堂	4棟	福岡市博多区 吉塚3-20-37外	福岡市
		[指定候補] 東光院聖天堂			
		[登録候補] 東光院新聖天堂			
		[登録候補] 東光院正門			



区 分	有形文化財	
種 別	建造物	
名称及び員数	市指定候補	東光院本堂 1 棟 東光院聖天堂 1 棟
	市登録候補	東光院新聖天堂 1 棟 東光院正門 1 棟
所 在 地	福岡市博多区吉塚3-20-37他	
所 有 者	福岡市	
概 要	東光院(とうこういん)は、堅粕(現福岡市博多区吉塚)に位置しており、寺伝によると、かつて天台宗宗祖伝教大師(最澄)が薬師如来像(藤原時代作)を造像して、堅粕村に将来し、大同元年(806)に薬師堂が開基して、天台宗堅粕山薬王寺を創建した。その本尊の薬師像を守る僧の住する寺として傍らに東光院を併設したと伝えられている。以来 50 年に一度開帳する秘仏とされ、除病安楽、息災離苦を求めて庶民の信仰を集めてきた。 寛永年間(1624~1644)末頃、住僧の放火により、本寺は文書記録とともに焼失したが、仏像は被害を免れた。寛永 18 年(1641)に今津村(現福岡市西区今津)の誓願寺東光坊を福岡城傍の赤坂に移して東光院と改め修法を行った。そして、正保元年(1644)には二代藩主忠之の命によって本寺の再興が始まり、8 カ月をもって、薬師堂(現本堂)が建立され、火難を免れた尊像が安置された。続く正保 4 年(1647)には東光坊の住侶であった栄仙を中興開山とし、真言宗に改宗し、寺号も薬王密寺東光院とした。また、藩主からの寺領寄進を経て、宮殿(客殿)、鐘楼、仁王門、浄厨(庫裏)が慶安 5 年(1652)に完備した。 明治 3 年(1870)には藩主より、寄進地が廃禄された。明治 37 年(1904)、大正元年(1912)に 25 体の国宝(現在、国重要文化財)指定を機に東光院国宝保存会顕彰会が組織され、本堂背面に内陣を兼ねた収蔵庫を建設して仏像を保管した。しかし、換気不良や雨漏りがあったため、聖天堂と心字池の間に新規にコンクリート造の収蔵庫が新設された。住職泰順尼は重要文化財仏像の将来的な保存策を公的機関に委ね、昭和 49 年(1974)に建物や土地の一部を福岡市に無償譲渡し、廃寺となった。現在その寺の遺構が 4 棟境内に残る。 【 東光院本堂 】(指定候補) 当本堂は境内地の東方奥の北端に南面する。寛永年間末の火災後、正保元年(1644)に再建されたことが記録でわかる。方 5 間堂の 3 間向拝付で入母屋造、本瓦葺である。平面は方 3 間の畳敷身舎の 4 周に板敷の庇を廻して、北庇を内陣とし、円柱建てとする。 内陣は両端間と舞良戸片引きで仕切り、正面中央間は柱一本分広く、来迎柱構えとし、放壇を置いているが、来迎柱対応面に板溝痕と下方に前壇当たりとその後方に繋ぎ痕が残るので、前壇が後方まで広がり、来迎柱に小脇板を付け、本尊薬師如来像と眷属の十二神将小像が配列されていたであろう。両脇間は花頭口に 4 段棚を設けているのは当寺歴代の住職の位牌を祀っていたと思われる。なお前壇には蕨手高欄を付けている。 柱間構造は身舎両側後間を板壁のほかは無目敷居に吹抜とする。側廻りは正面中央間 3 間が両面とも両折棧唐戸で内陣外廻りは横羽目目板打ちに	

片蓋間柱立とする(筋かいと背面中央間の合板壁は後補)。そのほかは舞良戸引違に内側腰障子付である。外側の開口部には正面と東面に擬宝珠高欄の切目縁を付けるが、西円柱に縁繋ぎ痕が見られ、正面の現縁束の内側に旧束石・縁束及び階段面に短切目縁が残存しているので、もとは短切目縁が三方に廻っていたようである。三間向拝は足元包板付の面取角柱に箱階段4級の登階段とする。

基礎廻りは礎石切石に亀腹を築き、その縁下部は漆喰塗仕上げの古式であるが、西面後半から背面ではモルタル塗りとし、軒下土間は小石埋めモルタル塗で、葛石も花崗岩切石を廻らしているのは昭和の施工であろう。

軸組は付土台に足固貫、樋貫、木鼻付頭で固め、縁・内法長押を廻す。床下は深く、掘り下げ、床組は床束に大引きを渡して根太を配し、二重床板を張る。

組物廻りは和様を基準とし、身舎が平部で平三斗組、隅部で木鼻付三斗組、側廻は中備を蓑束とする。内陣の来迎柱頭部は粽付、虹梁・木鼻を掛けて台輪に出三斗組、中備に蓑束間斗をおく。琵琶板には瑞雲を描き、虹梁上が日・月象、花頭上の左手が琵琶と天女、右手が琴をもつ天女の各浮彫を付ける。以上の禅宗様形式を柱の金欄卷とともに極彩色で飾るが、剥落が甚大である。向拝では角柱頭部に木鼻付平虹梁を渡し、出三斗に手挟を組み、隅部は連出三斗組に海老虹梁を繋ぐ。中備の臺股は梵字三組を彫る。

軒廻りは繁垂木の二軒とし、向拝は打越垂木に二軒である。屋根の入母屋妻飾りは出三斗組と板臺股で虹梁を受け、その上は冢叉首組に卷斗舟肘木とし、入母屋破風に猪の目懸魚を吊る。なお、向拝臺股内外面の梵字は薬師如来と日光・月光菩薩の三組である。

小屋組は和小屋組で大梁に小屋梁を架け、束踏を渡し、小屋束を立て、貫を通して母屋桁をのせ、さらに二重梁を掛けて、同様に組み上げる。軒垂木上は桔木を入れて軒先を吊り、桔木上に母屋桁をおき、野垂木を配して野地板を張る。

屋根は入母屋造の本瓦葺で向拝を葺き降ろす。大棟、隅棟は熨斗瓦積の雁振瓦に紐付平瓦を被せ、棟端の簡素な鬼瓦に鳥衾をのせ、入母屋破風上の蓑甲も軒瓦とする。なお、軒平瓦の瓦当は福岡藩主黒田家の藤巴紋にしている。

本堂の平面が方三間身舎の4周に庇をめぐらす求心的な平面は天台宗の影響を残し、北庇を内陣として禅宗様式でデザインしているのは中世の禅宗に転じた影響を継承していると考えられる。また、臺股両面に三組の梵字を刻んでいることも特徴的である。今後、指定文化財の候補物件として調査を進める。

【 東光院聖天堂 】(指定候補)

当堂は梁間3間(6.0m)、桁行 4.5 間(10.4m)の一間向拝付で入母屋造、本瓦葺とし、妻入り南面する。そして本堂の東方に並立して本堂と渡廊で繋ぐ。

平面は外陣と内陣を同大に框上げて区分し、奥行半間を内々陣とし、外陣と内陣の前半は畳敷きに信者の礼拝空間であり、内陣の後半板敷には中央部に方壇・円壇上に円筒形小厨子を安置し、両側に鉄灯籠、手前に僧座台、両脇台、背後に供物台を備え、住職の礼拝場である。内々陣は仏壇とし、前面に来迎円柱を立てて、板壁で仕切り、中央室は蕨手高欄口の内部を土台・地長押で棚上げして、半丸柱に軸摺棧唐戸を両開きの三間構えとする。

なお、聖天信仰は仏教を守護し、財運と福運をもたらすとされ、寺院に祀られる。また、来迎柱には旗を掲げ、歓喜天の象徴である巾着が右手幡に、双大

根が左手幡に標す。

正面には擬宝珠柱に刳高欄付の切目縁を設ける。1間向拝は木階3級で登り、向拝柱は礎石・礎盤に粽付大面取角柱を建てる。

基礎廻りは雨落到花崗岩の葛石を廻し、軒下土間を小玉石散しモルタル塗とし、コンクリート造の亀腹を築く。身舎柱礎石は自然石を据え、床下を深く掘り下げて、三和土叩きに床束、縁束と切石据えとする。

床組は床束に大引を渡し、柱際に根太掛を打ち、根太を配して床板を張るが、畳敷下は横張とする。軸組は仏壇の来迎柱以外は大面取角柱とし、外陣のほかは粽付である。柱には内法貫、頭貫を通し、地・縁・内法長押を打ち付け、六葉を付ける。来迎円柱上部には中央間には平虹梁、両脇間に頭貫・樋貫を通す。なお、頭貫は柱天より下げて貫通している点が特徴的である。

柱間装置のうち外陣は正面中央間が外陣両折棧唐戸の上連子ガラス嵌、内側腰障子両折棧唐戸、両脇間が舞良戸上連子の引違に内側脇障子とする。両側面は腰壁板張に連子窓の内側ガラス戸引違、西面前端間は渡廊面により腰ガラス戸引違である。内陣は正面の中央が腰付壁板張亀甲網張戸4枚引違で、同西面は渡廊により板戸外面舞良戸引違とする。そのほかは腰壁壁板張、大壁横板張である。

組物は外陣外側の出桁を根肘木・指肘木上の巻斗で受ける。内陣は内部を大斗肘木、外部を平三斗組とし、内々陣の中央間は虹梁に梵字(歓喜天)彫臺股を据える。その奥陣では柱上に木鼻、台輪、出三斗、実肘木を片蓋に組み上げる。向拝では柱天に木鼻付虹梁を輪薙込、出三斗を組み、中備の臺股に梵字(歓喜天)を彫る。内側には手挟で垂木を受ける。

小屋組は洋小屋であり、敷桁に陸梁を6通り架け、挟み振止を渡し、真束を立てて、棟木を受け、方杖で合掌を支える。要所に桔木を入れて軒を吊り、合掌とともに母屋桁をのせ、野垂木を 36cm 間隔に配し、野地板を張って屋根下地とする。

小屋組の東側面に板札が釘止めされ、墨書きで「昭和十一丙子歳八月五日落慶 一. 設計並監督 福岡縣 營繕課 黒木利三郎」と記される。板札から聖天堂の建築年代が昭和 11 年8月であること、設計者が黒木利三郎であることが知られる。黒木利三郎は福岡県営繕課に奉職した建築技手であり、戦前から戦後にかけて県内外で活躍、住吉神社能楽殿(福岡市指定有形文化財)や宮崎宮廻廊など多くの伝統建築の造営に従事した人物として評価されている。今後、指定文化財の候補物件として調査を進めていく。

【 東光院新聖天堂 】(登録候補)

当堂は入母屋造、鉄板葺、木造平屋建の建物で、桁行6間、梁行3間の規模を有する。北側一間半(内陣)のみ棧瓦葺を載せるやや複雑な屋根形式を採る。建物正面(南側)は向拝を付し木階と切目縁を設け、入口に両折棧唐戸を建てて玄関とする。玄関を潜ると室内は廊下を兼ねた板敷の間があり四隅に丸柱を配置して仏堂風に仕上げる。さらに奥に入ると八畳の部屋が二部屋続き、最奥に内陣を配置する。外陣となる八畳の部屋はいずれも格天井を張り、長押を打って書院風の意匠でまとめ、側面には半間前後の下屋を付して廊下を兼ねた縁側とする。元々この建物西側に庭園があったことから、新聖天堂は接客機能を兼ねた建物と考えられる。基礎は、本柱には自然石割石、控柱には自然石切石を据えている。

新聖天堂に関連する棟札や設計図等、建築年代を直接知る得る史料は見つかっていない。現在の調査時点では、正面向拝、外陣、内陣で建築時期が異なり、明治後期以降、増改築を繰り返して現状のような姿になったと推測される。礼拝と接客空間が複合した建物として、登録文化財の候補物件として調査

	を進める。 【 東光院正門 】(登録候補) 正門は境内の北西隅に建つ三間一戸の八脚門である。規模は梁間 2 間(2,000 mm)・桁行 3 間(5,514 mm)で、軒高 3,138 mm、棟高 3,792 mmを測る。屋根は切妻造の銅板葺きで、妻飾りは妻梁に束を立てて大斗・舟肘木を載せ、妻壁には縦羽目板を張る。柱・梁・桁等の構造化粧材にはマツ材が使われている。平面は、中央 1 間を通路、その両脇 1 間を脇間とし、かつては金剛力士像を安置していた(現在、福岡市美術館に展示されている)という。中央間に 2 本の本柱とその控柱を 4 本立て、両脇間妻側に控柱を 4 本立てる。 正門に関連する棟札や設計図等、建築年代を直接知る得る史料は見つかっていない。風食等の経年感から観ると、部材別にばらつきがあるが、本柱(門柱)が最も古く、江戸時代後期まで遡る可能性があるため、今後の調査で、建造物に残る改修の痕跡や風食等について記録し、登録文化財の候補物件として調査を進める。 【参考文献】 東光院の仏教美術 福岡市美術館編 昭和 60(1985)年刊行 福岡市の近世社寺建築 福岡市教育委員会編 平成 2(1990)年 3 月刊行
--	--

X=66550

Y=-53100

Y=-53050

Y=-53000

Y=-52950

X=66550

X=66500

X=66500

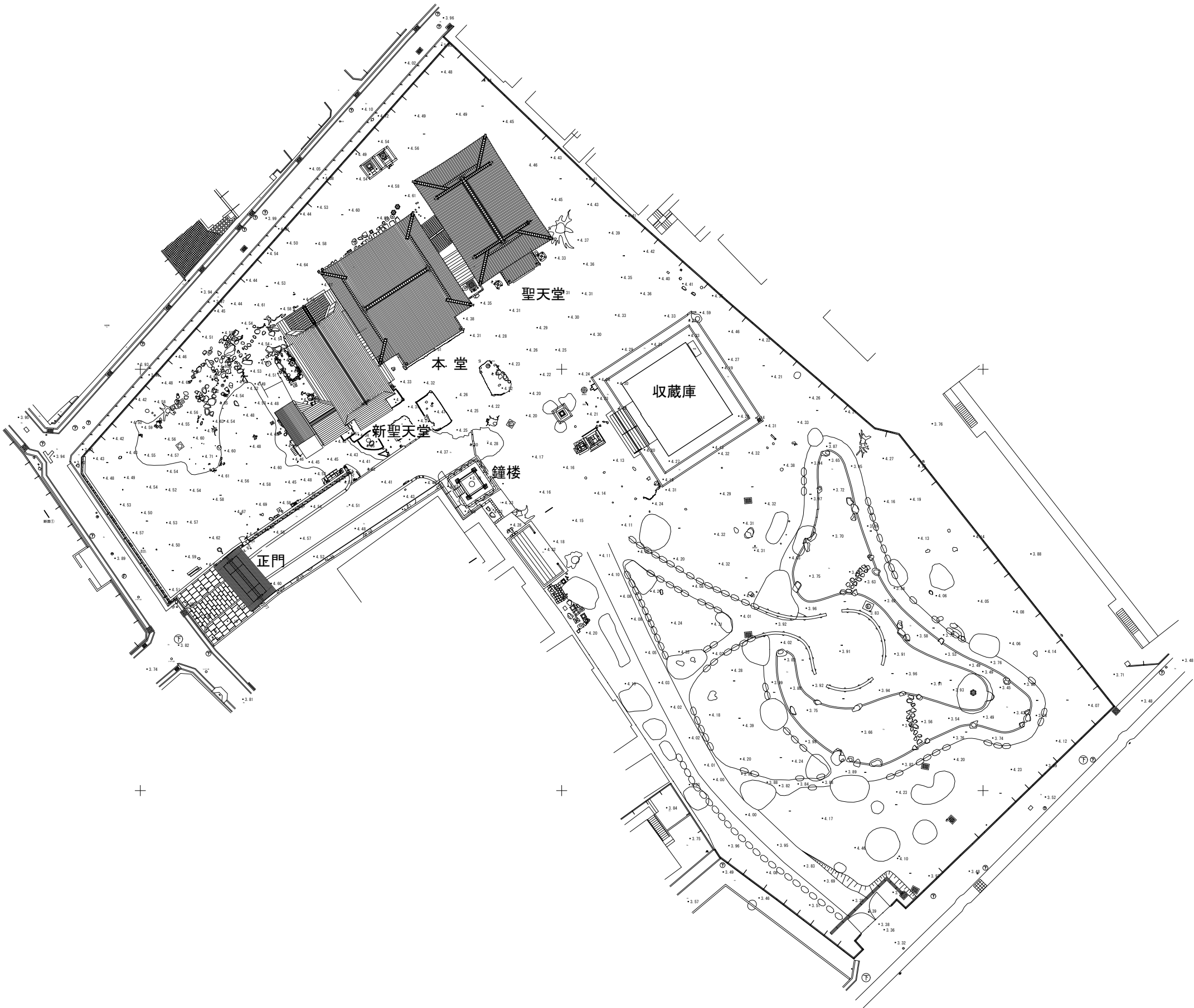
X=66450

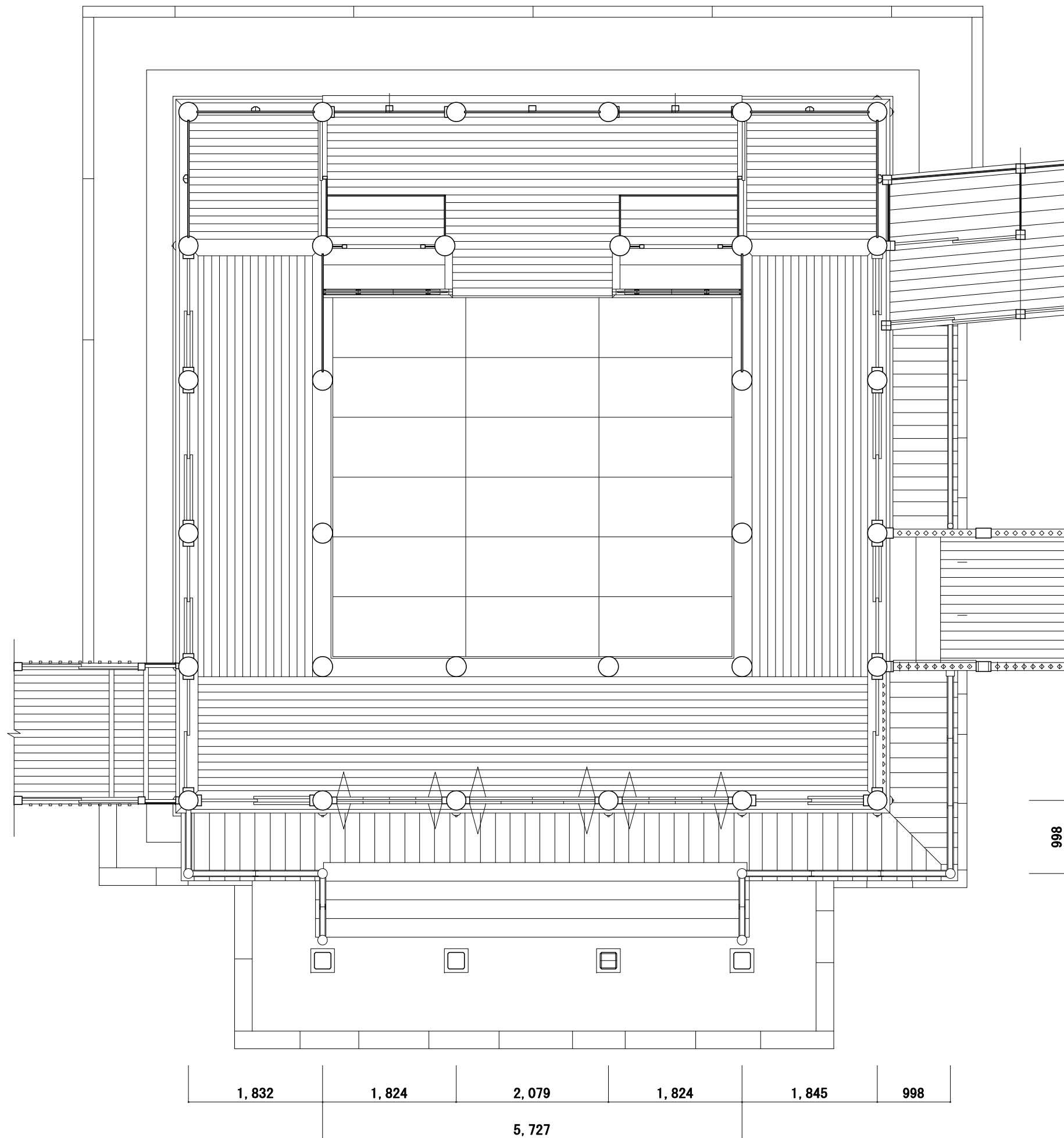
X=66450

Y=-53100

Y=-53050

Y=-53000





X1

X2

X3

X4

X5

X6

Y7

Y6

Y5

Y4

Y3

Y2

Y1



[写真 01]



外観
正面

[写真 02]



外観
正面、側面（東面）
渡り廊下（南面）

[写真 03]



外観
背面（東寄り）

[写真 04]



外観
側面（西面）

[写真 05]



外観
向拝部
組物、虹梁、蟄股等

[写真 06]



外観
向拝部

[写真 07]



向拝
海老虹梁、手挟み

[写真 08]



向拝
墓股
梵字
薬師如来、日光菩薩、月光菩薩

[写真 09]



内観
内陣
正面

[写真 10]



内観
庇
正面側

[写真 11]



内観
庇（西側）

[写真 12]



内観
庇（東側）、身舎

[写真 13]



内観
内陣正面
中央間

[写真 14]



内観
内陣正面
脇間（西間）

[写真 15]



内観
内陣正面
脇間（東間）

[写真 16]



内観
内陣正面
脇間（西間）
組物、琵琶板、
来迎柱 彩色

[写真 17]



内観
内陣正面
中央間
組物、琵琶板、
来迎柱 彩色
扁額

[写真 18]



内観
内陣正面
脇間（東間）
組物、琵琶板、
来迎柱 彩色

[写真 19]



内観
内陣中央間手前
天蓋

[写真 20]



扁額
身舎正面側

[写真 21]



扁額
内陣正面側

[写真 22]



扁額
内陣中央間

[写真 23]



扁額
庇西側奥

[写真 24]



扁額
庇西側奥

[写真 25]



床下
床組み
内陣下

[写真 26]



床下
柱取替え材
昭和 10 年墨書

[写真 27]



床下
柱取替え材
明治 15 年墨書

[写真 28]



床下
大引き
墨書

[写真 29]

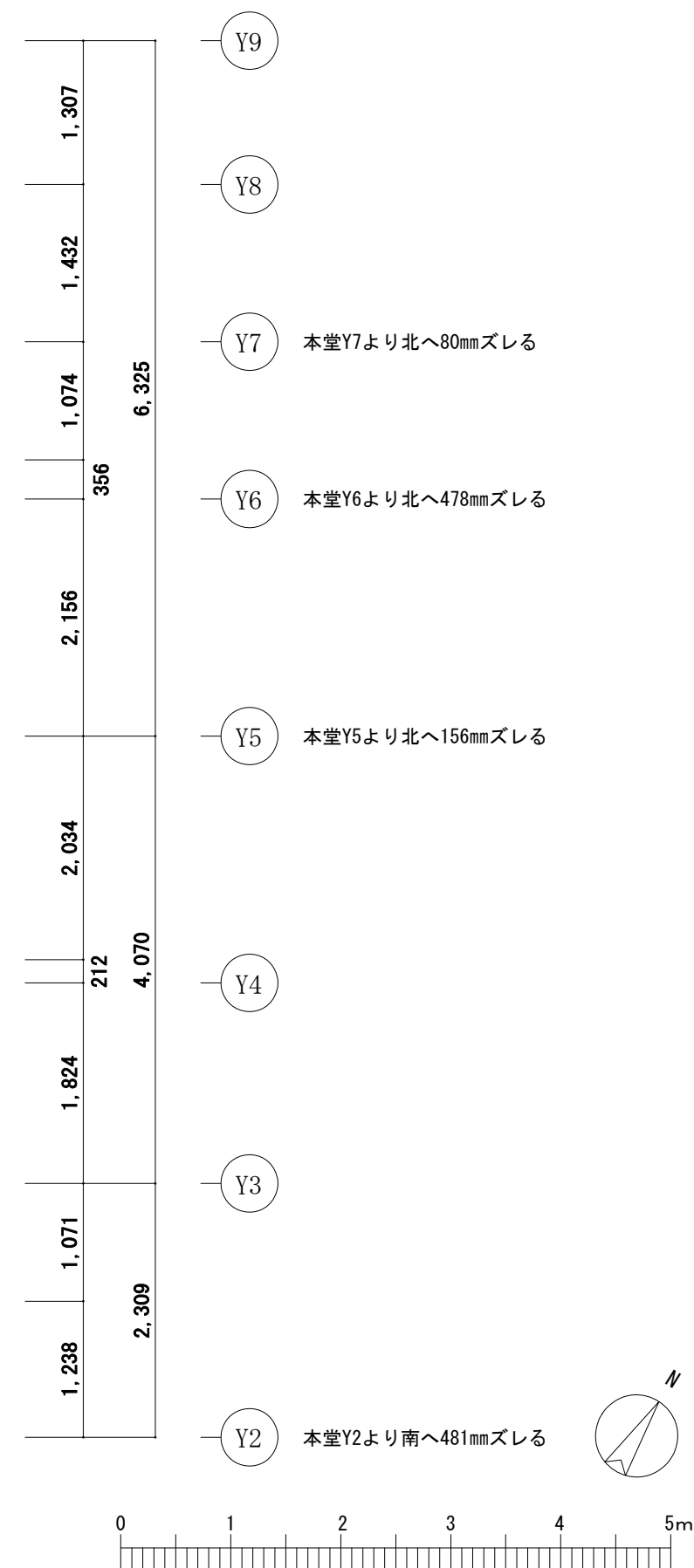
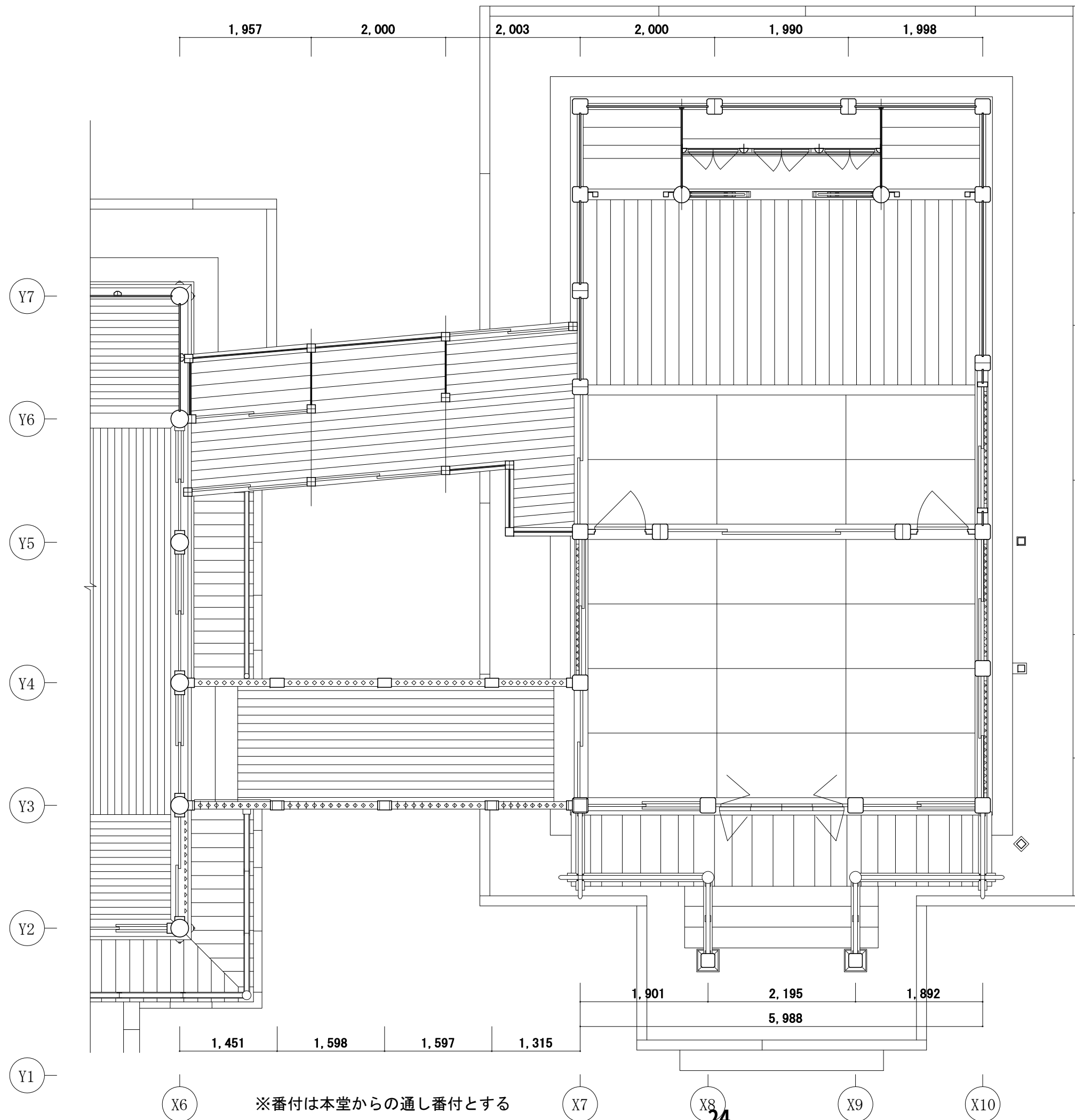


床下
大引き
墨書
「安政四年・・・」

[写真 30]



小屋裏
小屋組み



※番付は本堂からの通し番付とする

[写真 01]



外観
正面

[写真 02]



外観
正面、側面（東面）

[写真 03]



外観
正面、側面（西面）
渡り廊下 南面

[写真 04]



外観
渡り廊下 南側
南面

[写真 05]



外観
側面（東面）

[写真 06]



外観
背面（北面）

[写真 07]



外観
渡り廊下 北側
北面

[写真 08]



向拝
正面

[写真 09]



向拝
簀股 正面
梵字
歓喜天

[写真 10]



向拝
墓股 背面
梵字
十一面観音菩薩

[写真 11]



向拝
手挟み

[写真 12]



内観
外陣

[写真 13]



内観
内陣

[写真 14]



内観
内陣
天井、天蓋

[写真 15]



内観
内々陣

[写真 16]



内観
渡り廊下
南側

[写真 17]



内観
渡り廊下
北側

[写真 18]



内観
側面（東面）
曇股 梵字
十一面観音菩薩

[写真 19]



仏像
十一面観音菩薩、
歓喜天

[写真 20]



内々陣
腰下棚
古文書、資料等

[写真 21]



床下
床組み
建具等

[写真 19]



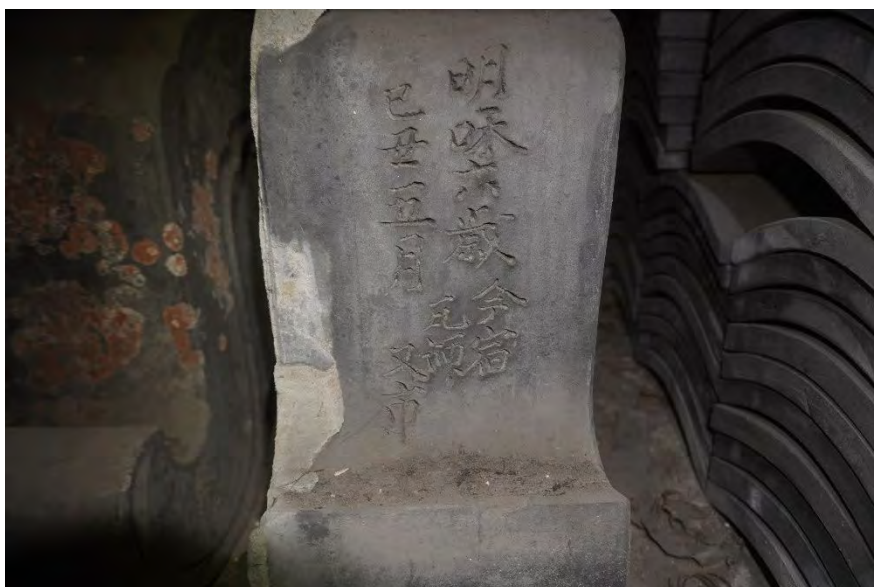
床下
瓦材

[写真 20]



床下
鬼瓦
饅頭文

[写真 21]



床下
鬼瓦
饅頭文
「明和六年巳丑五
月今宿 瓦■又一」

[写真 25]



床下
丸瓦

[写真 26]

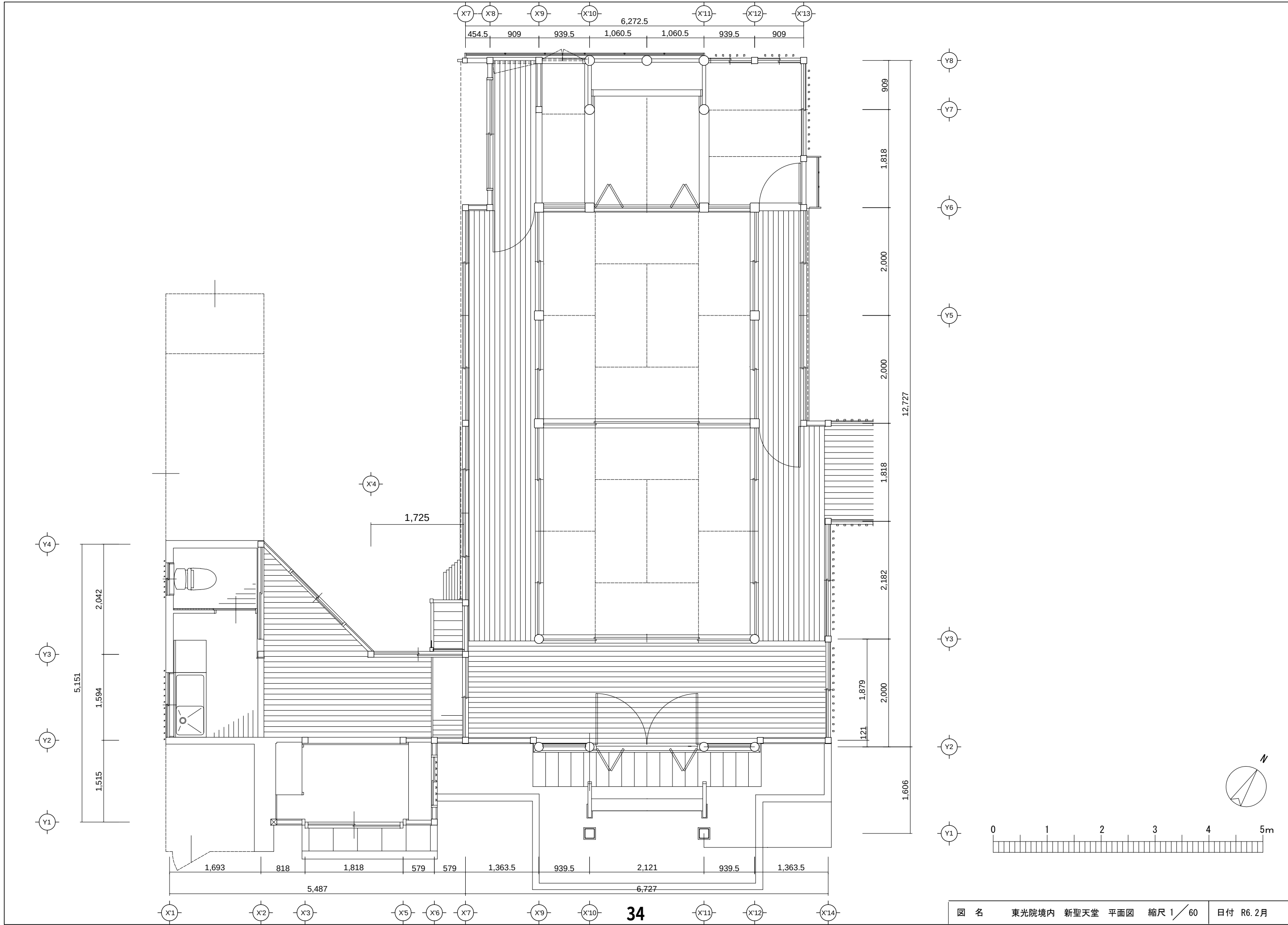


床下
丸瓦
「今宿三右エ門」

[写真 27]



小屋裏
小屋組み トラス
棟札
昭和 10 年墨書



[写真 01]



外観
正面

[写真 02]



外観
正面右寄り

[写真 03]



外観
側面（東面）
渡り廊下南面

[写真 04]



外観
管理人室
正面

[写真 05]



外観
管理人室、倉庫
側面（南、西面）

[写真 06]



外観
背面（東寄り）
渡り廊下
北面

[写真 07]



外観
背面（東寄り）

[写真 08]



外観
側面（西面）

[写真 09]



内観
玄関廊下



[写真 10]

内観
外陣
手前



[写真 11]

内観
外陣
奥



[写真 12]

内観
廊下（庇、西側）



[写真 13]

内観
廊下（東側、庇）



[写真 14]

内観
内陣



[写真 15]

内観
額

[写真 16]



内観
内陣
柱頭、組物等

[写真 17]



内観
内陣
組物

[写真 18]



内観
内陣正面
墓股か

[写真 19]



床下
床組み

[写真 20]

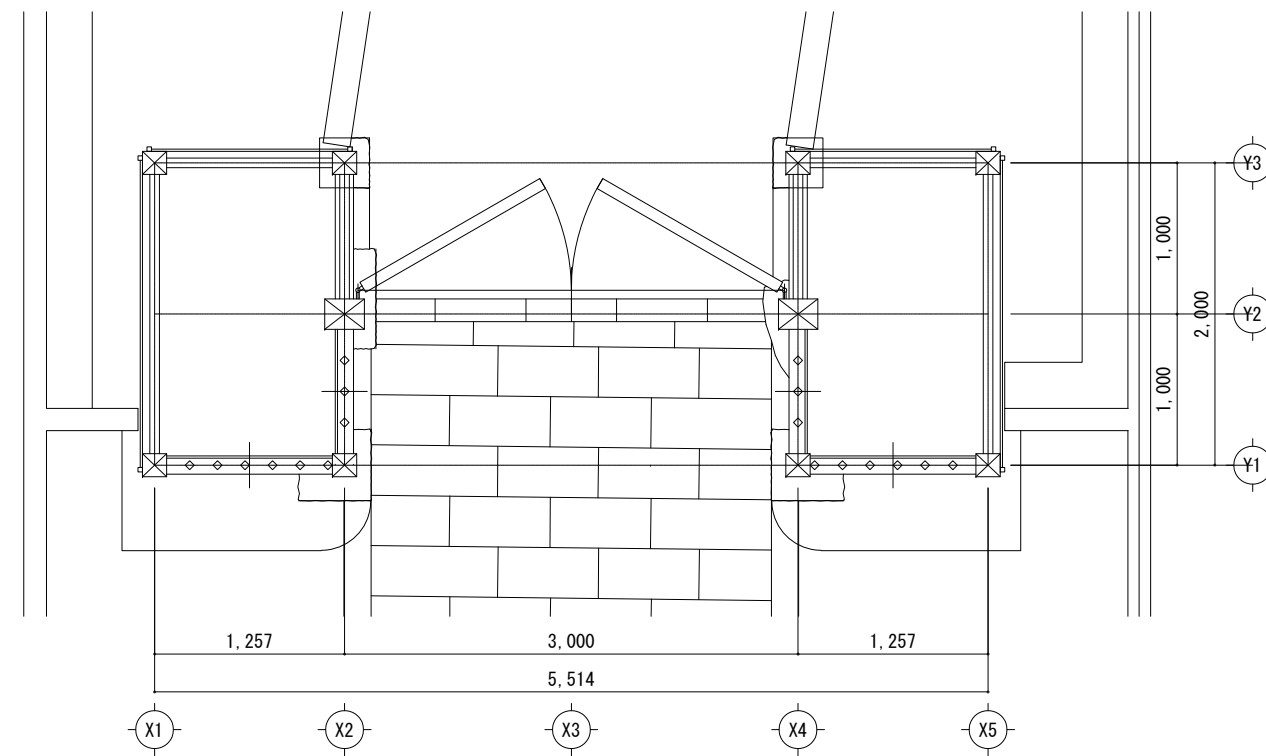


床下
床組み
大引き 墨書
「大羽根木母■」

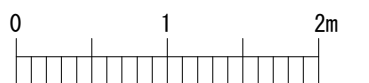
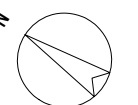
[写真 21]



小屋裏
小屋組み



平面図 (S=1/50)



[写真 01]



正面

[写真 02]



背面

[写真 03]



側面（南面）

[写真 04]



側面（北面）

[写真 05]



脇間
北側

[写真 06]



背面

[写真 07]



脇間
南側
扉、腰板、礎石、
敷石

[写真 08]



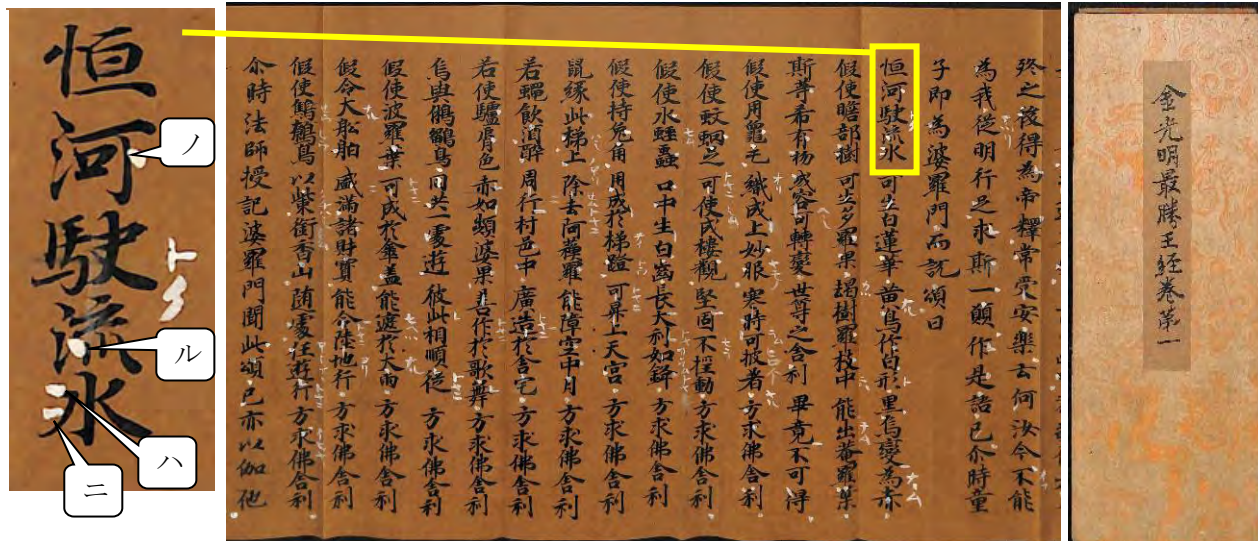
小屋組み

[写真 09]



小屋組み

恒河（こうが）の駛トク流（る）る水には



「金光明最勝王經」巻第一（九州大学附属図書館 春日政治・和男文庫所蔵）

答 申 日 令和 7 年 3 月 2 1 日

文化財の特色

① 鎮護国家の代表仏教經典 — 本文は奈良時代の筆写、石山寺（滋賀県大津市）旧蔵本 —

本文化財は、九州大学文学部の国語学・国文学研究室教授として父子二代にわたり国語学の研究をされた、春日政治・和男まさじ かずおのコレクションである春日政治・和男文庫（九州大学附属図書館）内に所蔵される。

『金光明最勝王經』は奈良時代、『金光明經』系統の經典のうち、唐僧の義浄ぎじょうによって長安 3 年（703）に漢訳されたもの指す。

聖武天皇は、神亀 2 年（725）この經典の転読を諸国に命じ、天平 13 年（741）にはこの經典を背景として、いわゆる国分寺・国分尼寺建立の詔みことのりを発し、護国の經典として重視した。

本文化財は料紙や表装の特徴などから、重要文化財である奈良時代筆写の石山寺一切經の一部であったとみられる。石山寺は聖武天皇の勅願ちよくがんを受け同 19 年（747）に良弁ろうべんにより創建された古刹である。

② 平安時代後期に施された古訓点、10 巻すべて揃った希少性

平安時代後期の古訓点（東大寺 三論宗点）がうかがえ、訓点は巻第一、二、四には朱と白の両方で記されているが、そのほかは白点のみである。白点は非常に明瞭に残っている。

現存する『金光明最勝王經』の古点本（室町時代以前の訓点本）は、西大寺本（国宝）、唐招提寺本、五島美術館蔵本（重要文化財）、東京大学国語研究室蔵本などが確認されているが、西大寺本以外 端本はほんであるため、九州大学所蔵本は、10 巻全てを揃えており貴重である。

指定の理由

『金光明最勝王經』は、平安時代後期の訓点を明瞭に残す遺品として、また、石山寺一切經の一部で、完存する奈良時代の最勝王經として、我が国の仏教史上、国語学史上、大変価値が高い。

事務局報告(2)「福岡県護国神社本殿ほか10件」の国登録答申について

文化財活用課

中央区六本松に所在する「福岡県護国神社本殿」ほか10件が令和7年7月18日付で、「造形の規範となっているもの」または「国土の歴史的景観に寄与しているもの」として、国文化審議会から文部科学大臣に国の有形文化財（建造物）に登録するよう答申された。

これにより、12月の告示をもって、市内の国登録有形文化財は66件となる予定である。

- 1 登録名称 福岡県護国神社 本殿、拝殿及び翼廊、祈願殿、南翼舎、奉安殿、透塀、北手水舎兼灯籠、南手水舎兼灯籠、大鳥居、西鳥居、招魂社鳥居 計11件

- 2 所在場所 中央区六本松1丁目1-1

- 3 所有者 宗教法人 福岡県護国神社

- 4 構造及び形式、規模（建設／改修年代等）

※ 構造形式はいずれも〔鉄筋コンクリート造(以下、RC造)平屋建、銅板葺〕

- ※ 本殿 41㎡（昭和36年、築64年）
 拝殿及び翼廊 基壇付、346㎡（昭和36年、築64年／平成12年改修）
 祈願殿 44㎡（昭和36年、築64年／平成12年・24年改修）
 南翼舎 44㎡（昭和36年、築64年／平成12年） | 奉安殿 20㎡（昭和36年、築64年）
 北手水舎兼灯籠 4.2㎡（昭和38年、築62年） | 南手水舎兼灯籠 4.0㎡（昭和38年、築62年）
 透塀 コンクリートブロック造及びRC造、延長69m、木戸付（昭和36年、築64年）
 大鳥居 木造、金属板葺、柱間8.9m、高さ12.8m（昭和18年、築82年／令和5年改修）
 西鳥居 木造、柱間6.2m、高さ8.5m（昭和18年、築82年）
 招魂社鳥居 石造、柱間2.2m、高さ3.1m（明治3年、築97年）

5-1 登録基準

(二) 造形の規範となっているもの

＜対象文化財：本殿、拝殿及び翼廊、祈願殿、南翼舎、奉安殿、北手水舎兼灯籠、南手水舎兼灯籠＞

上記の対象文化財は、いずれも角南隆^{すなみたかし}の設計による建造物であり、庇を^{しころぶき}鋸葺の屋根形式とし軒先回りに独創的な意匠をもつ本殿や、拝殿を中心に半円形の舞台上基壇を設けた左右対称の壮麗な景観を形成する大規模社殿は、造形の規範となっているものとして評価された。

- ※ 角南隆（1887－1980）：日本の建築家。内務技師として大正後期から昭和期にかけて多くの神社建築に関与した。神祇院造営課長。明治神宮をはじめ戦災にあった各地の神社の復興や、伊勢神宮の式年遷宮に携わった。



写真1) 社殿 正面全景 南西上空から臨む



写真2) 北手水舎兼灯籠 全景 西から

5-2 登録基準

(一) 国土の歴史的景観に寄与するもの <対象文化財：透塀、大鳥居、西鳥居、招魂社鳥居>

二本松孝蔵^{にほんまつこうぞう}の設計による大鳥居は、台湾ヒノキの原木材と用いた国内最大級の鳥居の一つであり、西鳥居とともに福岡市の都心部において戦災焼失を免れた貴重な木造鳥居である。そのほか、旧妙見^{みょうけん}招魂社から移築され当社の創建の来歴を伝える招魂社鳥居を含め、鳥居3基はいずれも明神鳥居の形式をもつ。これらは透塀とともに境内の歴史的景観に寄与するものとして評価された。

※ 二本松 孝蔵 (1884-1972)：日本の建築家。文化財修理技師。多数の社寺の保存修理や新築設計を手掛けた。角南隆を中心とした神祇院造営課と連動し、神社では11府県社の護国神社や官国幣社の設計に関与した。



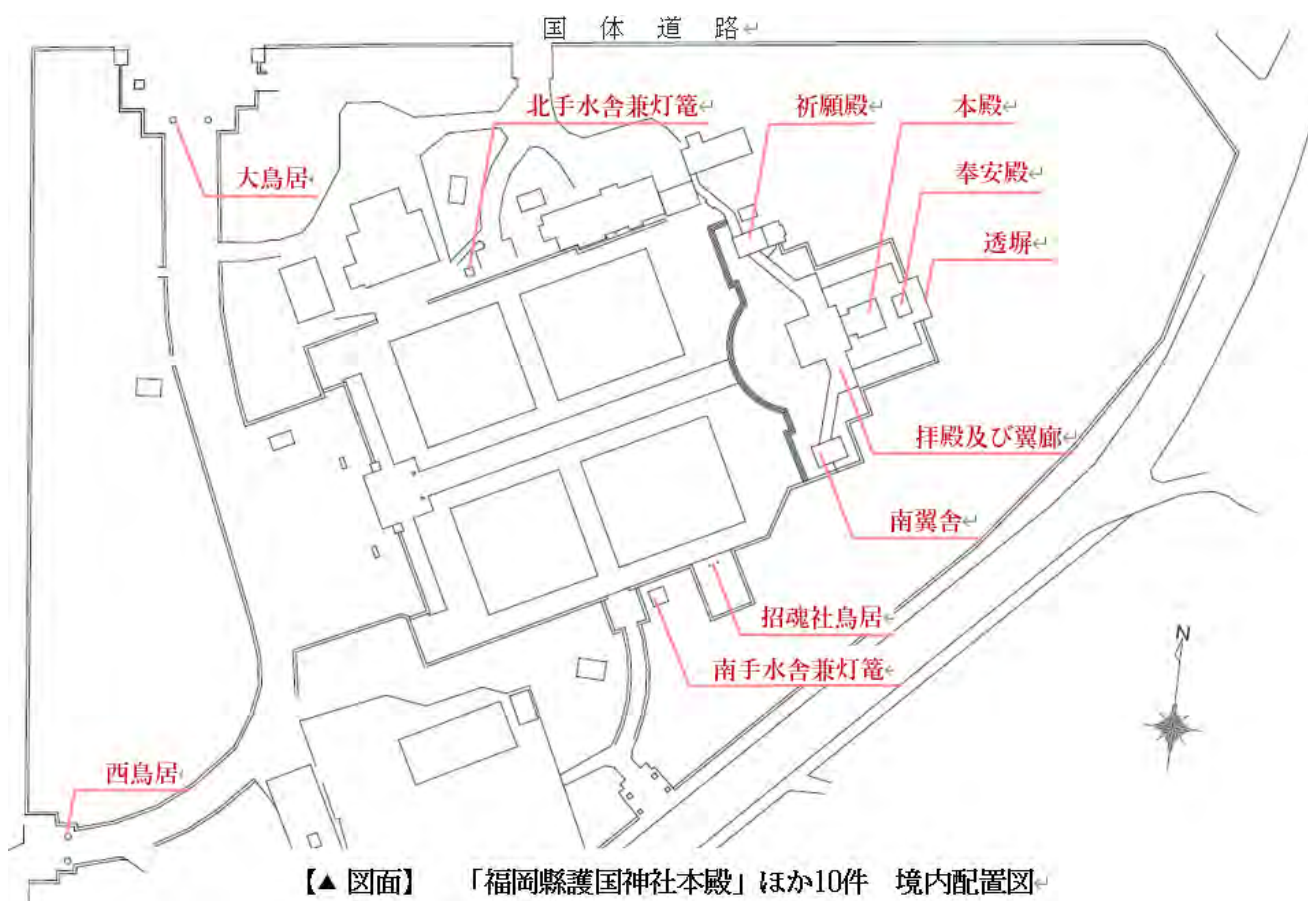
写真3) 大鳥居 国体道路から臨む



写真4) 西鳥居 西から臨む



写真5) 招魂社鳥居 北から臨む



事務局報告（３） 国の登録有形文化財の登録抹消について

文化財保護課

１．概要

国の登録有形文化財、「ジョーキュウ醤油納戸蔵」１棟は、令和７年８月６日付で、文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第５９条第３項の規定により、登録文化財原簿から登録を抹消され、同日付で告示された。

これにより、市内の国登録有形文化財は５５件となる。

登録名称：ジョーキュウ醤油納戸蔵（土蔵造２階建棧瓦葺／建築面積 22.72 ㎡）

所在地：福岡市中央区大名 1-12-15

登録告示日：平成 27 年 3 月 26 日（登録番号：第 40-0121 号）

建立年代：明治中期

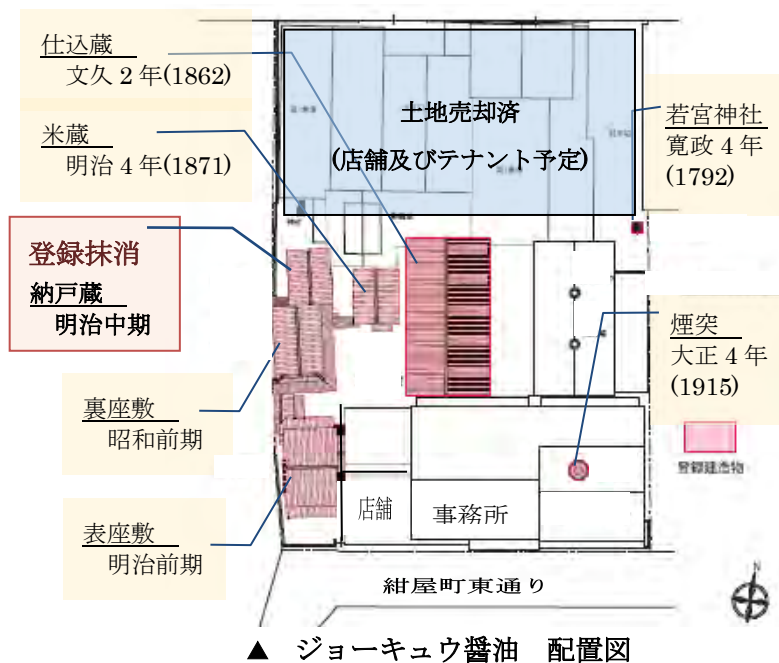
登録基準：（一）国土の歴史的景観に寄与

（登録有形文化財の登録の抹消）

第五十九条 （中略）

３ 文部科学大臣は、登録有形文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その登録を抹消することができる。（後略）

（平八法六六・追加、平一一法一六〇・一部改正、平一六法六一・旧第五十六条の二の三繰下・一部改正）



▲ ジョーキュウ醤油 配置図



▲ ジョーキュウ納戸蔵

敷地内の文化財建造物（他 6 件）：

仕込蔵	（土蔵造平屋建瓦葺／130.13 ㎡）	米蔵	（土蔵造 2 階建瓦葺／20.04 ㎡）
表座敷	（木造 2 階建瓦葺、／5.45 ㎡）	煙突	（煉瓦造／大正 4 年(1915)以前）
表座敷	（木造 2 階建瓦葺、／5.45 ㎡）	若宮神社	（寛政 4 年(1792)建立）

明専寺石垣	石造、総延長八三メートル	愛媛県今治市大西町脇甲一二七七
水田天満宮棧門	木造二階建、瓦葺、建築面積二四平方メートル	福岡県筑後市大字水田字上町六四一
水田天満宮東門	木造、瓦葺、間口二・七メートル	福岡県筑後市大字水田字上町六四一
水田天満宮西門	木造、瓦葺、間口三・一メートル、袖塀付	福岡県筑後市大字水田字上町六四一
森田家住宅主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積二一〇平方メートル	福岡県大川市大字小保字中ノ船津一七九一
森田家住宅主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積五〇平方メートル	福岡県大川市大字小保字中ノ船津一七九一
森田家住宅表門及び北塀	表門 木造、瓦葺、間口二・〇メートル 煉瓦造、瓦葺、総延長一四メートル	福岡県大川市大字小保字中ノ船津一八〇
森田家住宅裏門及び南塀	裏門 煉瓦造、間口一・〇メートル 煉瓦造、総延長九・〇メートル	福岡県大川市大字小保字中ノ船津一八〇
弓張岳展望所	鉄筋コンクリート造、銅板葺、面積六九平方メートル、基壇付	長崎県佐世保市矢岳町
紫藤家住宅主屋	木造平屋一部二階建、瓦葺、建築面積二八〇平方メートル	熊本県熊本市中央区水道町三一三二
紫藤家住宅内蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積二八平方メートル	熊本県熊本市中央区水道町三一三二
吉村家住宅主屋	木造二階建、瓦葺、建築面積三〇六平方メートル	熊本県熊本市南区川尻四丁目六六三
吉村家住宅座敷蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積三〇平方メートル	熊本県熊本市南区川尻四丁目六六三
吉村家住宅道具蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積四九平方メートル	熊本県熊本市南区川尻四丁目六六三
吉村家住宅西門及び南塀	西門 木造、瓦葺、間口一・七メートル、袖塀付 南塀 木造、瓦葺、総延長一五メートル	熊本県熊本市南区川尻四丁目六六〇一他
吉村家住宅東門及び東塀	東門 木造、瓦葺、間口一・四メートル、袖塀付 木造、瓦葺、総延長一三メートル	熊本県熊本市南区川尻四丁目六六〇一
吉村家住宅西塀	鉄筋コンクリート造、瓦葺、延長一二メートル	熊本県熊本市南区川尻四丁目六六三
沈壽官家茶室鶴壽軒	木造平屋建、鉄板葺、建築面積四〇平方メートル	鹿児島県日置市東市来五町美山字藤之尾一七一

○文部科学省告示第六十四号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第三項の規定に基づき、令和七年八月六日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

名 称	関 係 告 示	所 在 地
鈴木家住宅納屋	平成二十五年文部科学省告示第百六十一号	三重県松阪市六呂木町八五二
霜野家住宅（土塔庵）旧主屋	平成二十二年文部科学省告示第百四十四号	大阪府堺市中区土塔町二二〇九
霜野家住宅（土塔庵）内土蔵	平成二十二年文部科学省告示第百四十四号	大阪府堺市中区土塔町二二〇九
霜野家住宅（土塔庵）二階土蔵	平成二十二年文部科学省告示第百四十四号	大阪府堺市中区土塔町二二〇九
霜野家住宅（土塔庵）納屋	平成二十二年文部科学省告示第百四十四号	大阪府堺市中区土塔町二二〇九
霜野家住宅（土塔庵）門長屋	平成二十二年文部科学省告示第百四十四号	大阪府堺市中区土塔町二二〇九
大賀家住宅土蔵	平成十四年文部科学省告示第百五十四号	岡山県岡山市北区今保七五五
ジョーキユウ醤油納戸蔵	平成二十七年文部科学省告示第五十八号	福岡県福岡市中央区大名一―三三〇一

○文部科学省告示第六十五号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第二項の規定に基づき、令和七年八月六日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

名 称	関 係 告 示	所 在 地
三井家住宅主屋	平成二十七年文部科学省告示第百八十一号	愛知県知多郡武豊町字上ケ二
三井家住宅奥座敷	平成二十七年文部科学省告示第百八十一号	愛知県知多郡武豊町字上ケ二
三井家住宅南土蔵	平成二十七年文部科学省告示第百八十一号	愛知県知多郡武豊町字上ケ二
三井家住宅北土蔵	平成二十七年文部科学省告示第百八十一号	愛知県知多郡武豊町字上ケ二
三井家住宅表門	平成二十七年文部科学省告示第百八十一号	愛知県知多郡武豊町字上ケ二

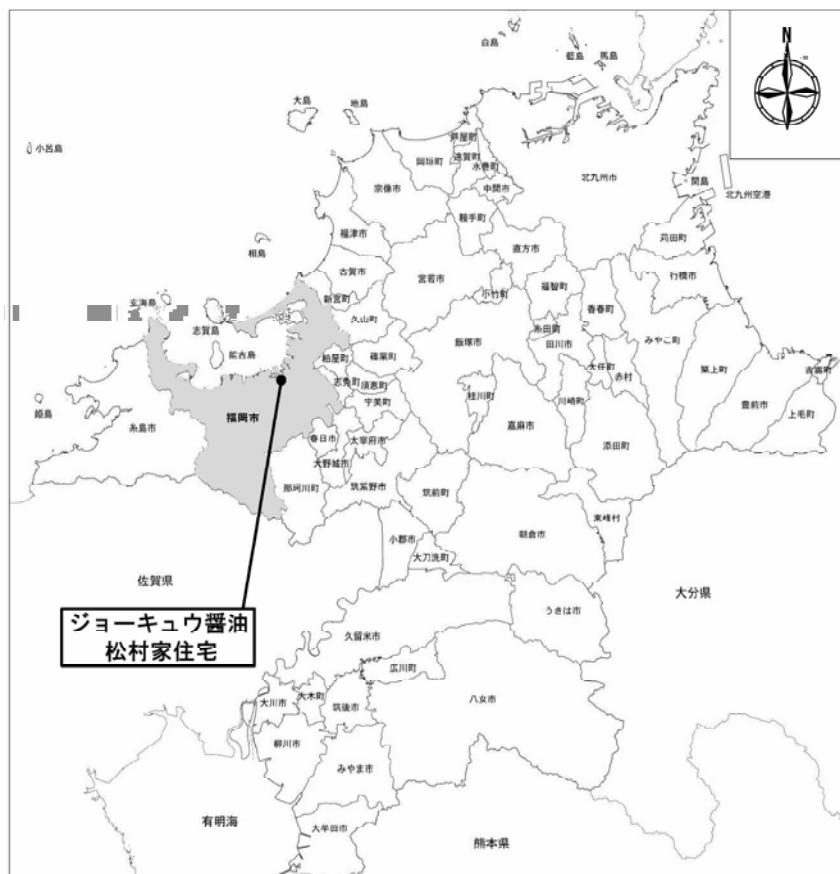


図1 位置図その1

縮尺：1/100,000



図2 位置図その2

縮尺：1/5,000

国登録有形文化財（建造物）「ジョーキュウ醤油」について

名 称： ジョーキュウ醤油（表座敷・裏座敷・納戸蔵・米蔵・仕込蔵・若宮神社・煙突）

員 数： 6 棟 及び 1 基

登録年月日：平成 27 年 3 月 26 日

登録番号： 40-0119 ～ 40-0125

概 要

ジョーキュウ醤油は、福岡市の中心に位置し、安政 2 年(1855)創業の醤油醸造元「上久醤油」から続く老舗醤油醸造の商家として市民に親しまれてきた。間口約 19 間半×奥行約 29 間の敷地に、江戸末期から昭和前期の建造物が現存しており、商業施設に溢れた都心で優れた歴史的景観を形成するきわめて貴重な建造物群である（写真 1）。

表座敷

本建築は、敷地南西隅に位置し、木造 2 階の接客用座敷として明治前期に建立された。上下階とも 2 室の座敷からなり、1 階の南室を 8 畳主室として座敷飾を備えている（写真 2）。現在は事務所の応接室兼倉庫として使用している。

裏座敷

本建築は、表座敷の北側に位置し、木造 2 階建、昭和 2 年の 4 代目松村半次郎の結婚にあわせて建設されたと伝わる。表座敷同様に上下階とも座敷 2 室を配する。1 階の座敷飾は、書院や所脇が昭和期らしい凝った意匠をもつ。現在は事務所の倉庫として利用している。

米蔵

本建築は、納戸蔵の東、敷地の中央に位置し、土蔵 2 階建の米蔵として明治 4 年に建立された。南の中庭に向け出入口を設ける（写真 3）。登梁形式の小屋組をもち、現在は事務所の倉庫として利用している。

仕込蔵

本建築は、米蔵の東、敷地の中央に位置する、大型の土蔵である（写真 4）。文久 2 年に建立後、醤油醸造の仕込蔵として現在まで用いられている（写真 5）。建ちの高い平屋建で、南半分には仕込み桶の上から作業ができるよう仮設的な床を張り、仕込蔵の特徴を備えた醤油醸造所を象徴する建物である。

※ なお、本市教育員会が平成 23 年に実施した『福岡市内所在文化財悉皆調査』では、表座敷・仕込蔵・米蔵が、貴重な「A ランク」と評価された。



1



2



3



4



5

福岡市文化財保護審議会 関係条例・規則等（抜粋）

1. 附属機関の情報公開

○福岡市情報公開条例（平成 14 年 3 月 28 日条例第 3 号） 抜粋

（附属機関等の会議の公開）

第 38 条 附属機関等の会議は、これを公開するものとする。ただし、その会議における審議の内容が、非公開情報に該当する事項に関するものであるとき、又は許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りでない。

2. 文化財指定・諮問

○福岡市文化財保護条例（昭和 48 年 3 月 31 日条例第 33 号） 抜粋

（指定）

第 25 条 教育委員会は、本市の区域内に存する有形の民俗文化財(法第 78 条第 1 項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第 29 条第 1 項の規定により県指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち市にとって重要なものを福岡市指定有形民俗文化財(以下「市指定有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財(法第 78 条第 1 項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第 29 条第 1 項の規定により県指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち市にとって重要なものを福岡市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定には、第 4 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。

3 第 1 項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

（昭和 51 条例 46・平成 17 条例 98・平成 24 条例 37・一部改正）

（諮問）

第 43 条 教育委員会は、次の各号に掲げる場合においては、審議会の意見を聞かなければならない。

(1) 第 4 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 25 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定により指定を行おうとするとき。

(2) 第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 26 条第 1 項又は第 31 条第 1 項の規定により指定の解除を行おうとするとき。

(3) 第 19 条第 2 項（第 35 条第 4 項において準用する場合を含む。）若しくは第 4 項（第 35 条第 4 項において準用する場合を含む。）又は第 34 条の 2 第 2 項の規定により認定を行おうとするとき。

(4) 第 20 条第 2 項（第 36 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は第 34 条の 3 第 2 項の規定により認定の解除を行おうとするとき。

(5) 第 34 条の 2 第 1 項の規定により選定を行おうとするとき。

(6) 第 34 条の 3 第 1 項の規定により選定の解除を行おうとするとき。

(7) 第 29 条第 1 項の規定により選択を行おうとするとき。

(8) 第 35 条第 1 項の規定により登録を行おうとするとき。

(9) 第 36 条第 1 項の規定により登録の抹消を行おうとするとき。

(昭和 51 条例 46・一部改正、平成 24 条例 37・旧第 36 条繰下・一部改正)

3. 文化財保護審議会

○福岡市文化財保護条例（昭和 48 年 3 月 31 日条例第 33 号）抜粋

第 7 章 文化財保護審議会(昭和 51 条例 46・改称、平成 24 条例 37・旧第 6 章繰下)
(設置等)

第 42 条 教育委員会に福岡市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に応ずるとともに、必要な調査及び研究を行うものとする。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(昭和 51 条例 46・一部改正、平成 24 条例 37・旧第 35 条繰下・一部改正)

○福岡市文化財保護条例施行規則（昭和 48 年 3 月 31 日教育委員会規則第 9 号）抜粋
(審議会)

第 13 条 条例第 42 条第 1 項に規定する福岡市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)の委員の定数は、20 人以内とし、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 前項の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(昭和 51 教規則 12・平成 24 教規則 6・一部改正)

(会長及び副会長)

第 14 条 審議会に会長 1 人及び副会長 2 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 前項の規定により職務代理をする副会長の順序は、会長があらかじめ定めるところによる。

(昭和 51 教規則 12・一部改正)

(専門調査委員)

第 15 条 教育委員会は、特別の事項を調査させるため審議会に専門調査委員を置くことができる。

2 専門調査委員は、教育委員会が委嘱する。

3 専門調査委員の任期は、特別の事項の調査が終了するときまでとする。

(昭和 51 教規則 12・一部改正)

(会議)

第 16 条 審議会の会議は、会長が必要があると認めるときに招集する。

2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(昭和 51 教規則 12、令和 6 教規則 9 ・ 一部改正)

(庶務)

第 17 条 審議会の庶務は、経済観光文化局文化財活用部文化財活用課において処理する。

(昭和 51 教規則 12 ・ 昭和 53 教規則 12 ・ 平成 3 教規則 7 ・ 平成 24 教規則 6 ・ 平成 31 教規則 7 ・ 一部改正)

(運営)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(令和 7 教規則 3 ・ 追加)

附 則

この規則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 51 年 4 月 1 日教規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 53 年 4 月 1 日教規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 3 年 3 月 28 日教規則第 7 号)

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 29 日教規則第 6 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日教規則第 7 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 10 月 24 日教規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 17 日教規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

福岡市内指定文化財区分別件数一覧

令和7年9月5日 現在

区 分		国指定		県指定		市指定		合 計	
		件数	員数	件数	員数	件数	員数	件数	員数
有形文化財	建造物	9	9	11	11	16	16	36	36
	絵 画	13	18	6	27	18	45	37	90
	彫 刻	11	32	13	17	20	40	44	89
	工芸品	(3) 20	22	15	22	21	21	56	65
	書跡・典籍 ・古文書	(1) 12	812	6	47	32	1,453	50	2,312
	考古資料	(1) 10	2,792	16	37	57	1,226	83	4,055
	歴史資料			2	4,806	6	273	8	5,079
	小 計	(5) 75	3,685	69	4,967	170	3,074	314	11,726
無形文化財		1	1	7	11	2	2	10	14
民俗文化財	有 形			17	115	14	246	31	361
	無 形	2	2	7	7	22	22	31	31
	小 計	2	2	24	122	36	268	62	392
記念物	史 跡	14	20	5	5	14	20	33	45
	名 勝					2	2	2	2
	天然記念物	2	2	3	3	4	865	9	870
	小計	16	22	8	8	20	887	44	917
合 計		(5) 94	3,710	108	5,108	228	4,231	430	13,049

※（ ）内は国宝(国指定の内数)

令和6年度履歴

●令和7年3月17日 市公報告示 市指定無形民俗文化財 筥崎宮玉せせり行事

福岡市内登録文化財区分別件数一覧

令和7年9月5日 現在

区 分		国登録		市登録		合 計	
		件数	員数	件数	員数	件数	員数
有形文化財	建造物	55	55	21	21	76	76
	美術工芸品						
	小 計	55	55	21	21	76	76
無形文化財		—	—				
民俗文化財	有 形						
	無 形	—	—	24	24	24	24
	小 計			24	24	24	24
記念物	遺 跡						
	名勝地	1	1			1	1
	動物、植物及び地質鉱物 関係						
	小計	1	1	0	0	1	1
合 計		56	56	45	45	101	101

令和6年度履歴

- 令和6年 8月15日 官報告示 国登録有形文化財(建造物)「旧九州帝国大学正門及び塀」1件 登録
- 令和6年12月 3日 官報告示 国登録有形文化財(建造物)「冷泉荘(旧八木アパート)」1件 登録
- 令和7年 3月13日 官報告示 国登録有形文化財(建造物)「旧大學湯」1件 登録
国登録有形文化財(建造物)「旧九州芸術工科大学環境画像棟」ほか4件登録

令和7年度履歴

- 令和7年 8月6日 官報告示 国登録有形文化財(建造物)「ジョーキュー醤油納戸蔵」1件 抹消

令和7年9月現在

	指定区分	名称	所在の場所	所有者又は管理者	指定年月日
1	国	博多祇園山笠行事	福岡市博多区上川端	博多祇園山笠振興会	昭和54年2月3日
2	国	博多松囃子	福岡市博多区	博多松囃子振興会	令和2年3月16日
3	県	今津人形芝居	福岡市西区大字今津	今津人形芝居保存会	昭和51年4月24日
4	県	飯盛神社のかゆ占	福岡市西区大字飯盛	飯盛神社のかゆ占保存会	昭和51年4月24日
5	県	香椎宮奉納獅子楽	福岡市東区香椎	香椎宮奉納獅子楽保存会	昭和51年4月24日
6	県	志賀海神社神幸行事	福岡市東区大字志賀島	(宗)志賀海神社	昭和51年4月24日
7	県	志賀海神社歩射祭	福岡市東区大字志賀島	(宗)志賀海神社	昭和51年4月24日
8	県	山ほめ祭	福岡市東区大字志賀島	(宗)志賀海神社	昭和51年4月24日
9	県	はやま行事	福岡市東区大字奈多字宮山	早魚行事保存会	昭和51年4月24日
10	市	今宿青木獅子舞	福岡市西区今宿青木	今宿青木獅子舞保存会	昭和52年3月14日
11	市	元岡獅子舞	福岡市西区大字元岡	元岡獅子舞保存会	昭和52年3月14日
12	市	元岡祇園ばやし	福岡市西区大字元岡	元岡祇園ばやし保存会	昭和52年3月14日
13	市	宇田川原豊年獅子舞	福岡市西区大字宇田川原	宇田川原豊年獅子舞保存会	昭和52年3月14日
14	市	能古島白鬚神社おくんち行事	福岡市西区能古	能古島白鬚神社おくんち行事保存会	昭和58年3月31日
15	市	筥崎宮神幸行事	福岡市東区箱崎	(宗)筥崎宮	昭和61年3月17日
16	市	飯盛神社流鏝馬行事	福岡市西区大字飯盛	飯盛宮当流流鏝馬保存会	平成5年3月25日
17	市	草場の盆綱引き	福岡市西区大字草場	草場の盆綱引き保存会	平成8年3月25日
18	市	西浦のかずら引き	福岡市西区大字西浦	西浦のかずら引き保存会	平成8年3月25日
19	市	田隈の盆押し・盆綱引き	福岡市早良区野芥	地祿天神社夏祭り保存会	平成8年3月25日
20	市	田島神楽	福岡市城南区田島	田島神楽保存会	平成10年3月19日
21	市	城の原の盆踊り	福岡市西区上山門	城の原・小松原盆行事保存会	平成11年3月29日
22	市	博多仁和加	福岡市中央区天神	博多仁和加振興会	平成14年3月4日
23	市	志賀島の盆踊り	福岡市東区大字志賀島	志賀島の盆踊り保存会	平成15年3月10日
24	市	金隈の鳶の水	福岡市博多区金の隈	金隈の鳶の水保存会	平成17年3月24日
25	市	石釜のトビトビ	福岡市早良区大字石釜	石釜のトビトビ保存会	平成17年3月24日
26	市	今津十一日まつり	福岡市西区今津	今津十一日まつり保存会	平成22年3月18日
27	市	今宿上町天満宮鬼すべ行事	福岡市西区今宿	今宿上町天満宮鬼すべ行事保存会	平成25年3月18日
28	市	唐泊の御万歳	福岡市西区大字宮浦	唐泊の御万歳保存会	平成26年3月17日
29	市	唐原の祇園山笠行事	福岡市東区唐原	唐原の祇園山笠行事保存会	平成31年3月25日
30	市	小呂島の祇園山笠行事	福岡市西区小呂島	小呂島の祇園山笠行事保存会	令和2年3月23日
31	市	筥崎宮玉せせり行事	福岡市東区箱崎	筥崎宮玉せせり行事保存会	令和7年3月17日